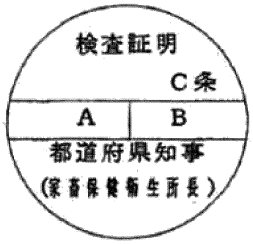
◎　この手帳取扱上の注意

1　この手帳は、家畜伝染病予防法第 8条（第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。

2　家畜伝染病予防法第5条第1項、第6条第1項又は第31条第1項の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を受けたときは、家畜防疫員にこの手帳を提出して必要な記入を受けてください。

3　この手帳の証明欄の記載要領は、次のとおりです。

（1）馬伝染性貧血検査証明欄中

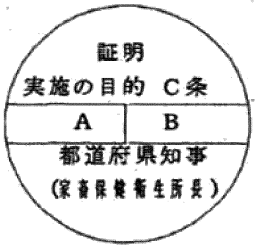


A欄は、検査年月日を示します。

B欄は、検査結果を示します。

C欄は、検査の根拠規定を示します。

（2）　検査、注射、薬浴、投薬証明欄中



A欄は、検査、注射、薬浴、投薬の実施年月日を示します。

B欄は、検査、注射、薬浴又は投薬の区分及び検査の場合にあつてはその結果を示し、「健」は健康、「疑」は疑似患畜、「患」は患畜、「陰」は陰性、「陽」は陽性であることが検査の結果判明したことを示します。

C欄は、検査の根拠規定を示します。

4　この馬を家畜市場、共進会、博覧会等に出場させる場合は、この手帳を携行してください。

5　この手帳は、馬とともに譲渡するようにしてください。